

第3回計量制度検討小委員会配付資料より

(2006年2月21日開催)

第2WGの方向性(骨子)

商品量目制度を中心とした公正公平確保のための計量の在り方の基本的方向

計量制度検討小委員会第2WGでは計量法を中心とした計量制度の中で、量目規制の在り方を扱っている。

具体的には、商品量目制度や適正計量管理事業所制度の検討を行っている。

I. 商品量目制度

1. 現行制度の現状と問題点

商品量目制度は、消費生活における商品の正確計量の推進に大きな役割を果たし、消費者利益の確保を図るとともに公正な経済活動を支えている。

2. 今後の方向

平成5年の改正においては、①規制対象商品については、詳細な商品の個別別挙は煩雑で分かりにくいといった指摘等を踏まえ、②国民(地域住民)の積極的参画の必要性

3. 今後の方向

上記の問題点を踏まえ、商品量目制度について、市場による監視機能を生かすとともに、他法令との協力を構築することにより、より効果率の高い、合理的な制度に移行していくべきである。

4. 今後の方向

ただし、その際、計量制度は、度量衡法以来100年以上を経ている制度であるが、必ずしも消費者等において正確な理解が浸透していないことから、市場による監視機能を働かすためには、国や地方公共団体は、積極的に計量に関する情報提供や啓発活動を行う必要があることに留意することが必要である。

5. 今後の方向

①量目取締りの手続きの整備等による制度執行の実効性の向上
計量器の不正使用の摘発を強化する方向で検討する。

度であるが、必ずしも消費者等において正確な理解が浸透していないことから、市場による監視機能を働かすためには、国や地方公共団体は、積極的に計量に関する情報提供や啓発活動を行う必要があることに留意することが必要である。

II. 適正計量管理事業所

1. 現行規制の現状と問題点

適正計量管理事業所制度は、自主的な計量管理の推進を目的とする制度であり、事業者にとって非自動はかりその他特定計量器における定期検査の免除等のメリットがあり、その活用が図られているところである。

2. 今後の方向

現行の適正計量管理事業所制度は、平成5年の改正において、それまで「計量器使用事業場」という名称であったものを、名称が実態に即しておらず、事業場を惹きつけるものとなっていない面があることから「適正計量管理事業所」と改称することにより、より効果率の高い、合理的な制度に移行していくべきである。

3. 今後の方向

ただし、その際、計量制度は、度量衡法以来100年以上を経ている制度であるが、必ずしも消費者等において正確な理解が浸透していないことから、市場による監視機能を働かすためには、国や地方公共団体は、積極的に計量に関する情報提供や啓発活動を行う必要があることに留意することが必要である。

4. 今後の方向

計量器の不正使用の摘発を強化する方向で検討する。

5. 今後の方向

地方公共団体の担当官が、陳列後の商品のサンプル調査等により、量目規制を実施してきているが、商品の包装段階の適正計量、品質管理を促進・確保していくことも必要である。

6. 今後の方向

自治体による定期的な立入検査を免除することを検討する。

圧力計
計測器工業株式会社
〒530-0047 大阪府北区西天満3-19-19
TEL (06) 6362-7631
FAX (06) 5361-1351

打ち検査などの事後検査を強化する方向で検討する。

(1) インセンティブの必要性

適正計量管理事業所の指定を受けるための体制整備や維持にコストがかかる一方で、メリットと言えは定期検査の免除程度であり、適正計量管理事業所となるインセンティブが少ないとの声がある。また、適正計量管理事業所の指定を返上する例も散見されている。

(2) 認知度を高めることの必要性

適正計量管理事業所の認知度が低い、適正計量管理事業所を示すマークはあるが、デザインが良くないため店頭表示をしていないとの声がある。

(3) 適正計量管理事業所の認知度を高めること

また適正計量管理事業所の認知度が低いことに関係していると考えられるが、店頭に適正計量管理事業所のマークを表示しても消費者へのアピール力が乏しいとの指摘がある。

(4) 適正計量管理事業所の認知度を高めること

地方公共団体の担当官が、陳列後の商品のサンプル調査等により、量目規制を実施してきているが、商品の包装段階の適正計量、品質管理を促進・確保していくことも必要である。

(5) 適正計量管理事業所の認知度を高めること

自治体による定期的な立入検査を免除することを検討する。

(6) 適正計量管理事業所の認知度を高めること

自治体による定期的な立入検査を免除することを検討する。

不正事業者が恐れるのは、行政指導ではなく、消費者等の信頼を失うことであることから不正事業者名の公表などの手続きを整備する等により、不正事例の発生を抑制することを検討する。

2. 今後の方向

(1) 基本的考え方
自治体の法執行体制の維持が困難となる中、適正計量の実施を促進していくためには、事業者自らの計量管理の推進を図ることが必要不可欠である。したがって、上記の問題点を踏まえ、事業者より適正な計量の実施が促進される制度を目指し、適正計量管理事業所制度を改善していくべきである。

(2) 具体的な方針

より消費者の保護に資するよう品質管理の基準を定め、より計量士が適正計量の実施について責任を負うことにより、

(3) 適正計量管理事業所の認知度を高めること

地方公共団体の担当官が、陳列後の商品のサンプル調査等により、量目規制を実施してきているが、商品の包装段階の適正計量、品質管理を促進・確保していくことも必要である。

(4) 適正計量管理事業所の認知度を高めること

自治体による定期的な立入検査を免除することを検討する。

(5) 適正計量管理事業所の認知度を高めること

自治体による定期的な立入検査を免除することを検討する。

(6) 適正計量管理事業所の認知度を高めること

自治体による定期的な立入検査を免除することを検討する。

最新刊
はかりカタログ
好評発売中
給料のいらない最高の
はかりの営業マンです

商品の正確計量の推進と自主的な計量管理の推進について

東京経済大学副学長 宮下正房
(第2WG座長)

消費者は、公正な計量「確かな計量」に関する正しい理解が浸透し、消費者が量目制度へ積極的に参画することにより市場の監視機能を活かすことを実現したい。